

広島県公営企業会計財務会計システム再構築・運用保守委託業務 プロポーザル評価基準書

評価項目	評価基準	加重倍率	配点
1 提案の概要			36
1-1提案にあたっての基本的な考え方	・コンセプト、特徴、アピールポイント等が明確に記載されていること。 ・その内容が、本県にとって、有効であると判断できること。	3	12
1-2提案者の構成及び実績	・本業務を適切に遂行できる資格と実績及び実績を持つ有資格者について明確に記載されていること。 ・その資格と実績が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	3	12
1-3導入実績	・提案パッケージの導入実績、類似システムの開発実績について明確に記載されていること。 ・その実績が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	3	12
2 システム構成			40
2-1システム構成	・全体システムの構成、設計思想について具体的に記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
2-2ハードウェア	・ハードウェアの構成、仕様、特徴等について具体的に記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
2-3ソフトウェア	・ソフトウェアの構成、仕様、特徴等について具体的に記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
2-4ネットワーク	・ネットワークの構成、整備内容について具体的に記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
2-5本システムの稼働に必要な環境条件	・県が準備すべき電源、空調、ネットワーク環境等について具体的に記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
3 システム機能要件			64
3-1システム管理機能	・仕様書に掲げた内容に対し、提案する機能内容が具体的に示されていること。 ※実装できない機能について、機能統合や運用等による代替処理で補完する提案が示されていること。	3	12
3-2業務機能	・仕様書に掲げた内容以外に、更に財務会計処理の効率化、利用者の利便性向上等のための追加機能があれば具体的に示されていること。	5	20
3-3電子帳票、電子決裁機能	・仕様書に掲げた内容以外に、更に財務会計処理の効率化、利用者の利便性向上等のための追加機能があれば具体的に示されていること。	3	12
3-4データ連携機能	・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	5	20
4 システムの品質・性能要件			32
4-1基本要件		2	8
4-2性能要件	・仕様書に掲げた各要件を満たすための具体的な実施内容が記載されていること。	2	8
4-3障害対策要件	・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
4-4バックアップ要件		2	8
5 情報セキュリティ要件			20
5-1情報セキュリティ要件	・仕様書に掲げた各要件を満たすための具体的な実施内容が記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	5	20
6 システムの技術要件			12
6-1システムの技術要件	・仕様書に掲げた各要件を満たすための具体的な実施内容が記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	3	12
7 システム稼働環境要件			12
7-1システム稼働環境要件	・仕様書に掲げた稼働環境要件を満たすための具体的な実施方法、内容が記載されていること。 ※クラウド上に構築する場合はISMS(ISO/IEC27001)を取得していることに加え、以下のいずれかの要件を満たしていること。 ①クラウドサービスがISMAPPクラウドサービスリストに登録されている。 ②クラウドサービスがISO/IEC 27017及びISO/IEC 27018を取得している。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	3	12
8 システム開発要件			40
8-1システム開発体制	・仕様書に掲げた各開発要件を満たすための具体的な実施方法、内容が記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	5	20
8-2システム開発環境・管理等		5	20

9 移行要件・教育要件				20
	9-1現行システムからのデータ移行	・現行の財務会計システムに登録されているデータ移行に対する考え方を具体的に提案されていること。 ・その内容が、本業の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	3	12
	9-2教育要件	・職員研修の内容と方法、研修環境、体制について記載されていること。 ・研修の実施にあたっては、効率的かつ職員負担をできる限り軽減した方法によること。 ・その内容が、本業の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
10 運用要件				36
	10-1運用体制	・本番フォローと運用支援についての処理方針を具体的に記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	3	12
	10-2運用管理作業要件	・システムの適正な運用に必要な事項の作業を実施し、安定稼働に努めるためについての方針を具体的に記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	3	12
	10-3運用場所	・仕様書に掲げた運用場所要件を満たすための実施方法・内容が記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	3	12
11 システム保守要件				20
	11-1保守管理	・仕様書に掲げた保守要件を満たすための実施方法・内容が記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	5	20
12 保証要件				8
	12-1保証等	・仕様書に掲げた保証要件を満たすための実施方法・内容が記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
13 著作権及びライセンス契約要件				8
	13-1著作権及びライセンス契約	・仕様書に掲げた著作権及びライセンス契約要件を満たすための実施方法・内容が記載されていること。 ・その内容が、本業務の目的を達成する上で、有効であると判断できること。	2	8
14 提案価格				40
	14-1所要経費	・今回提案する業務に係る令和8年度から令和13年度までのすべての所要経費について、「開発及び導入等経費、運用及び保守等」の明細が明らかにされていること。 ※価格点 = 40 × 提案者中の最低入札金額／当該提案者入札金額 小数点以下を四捨五入	-	40
15 その他				12
	15-1その他の提案事項	・その他、本業務の調達にあたって効果的な提案が記載されていること。 ・その内容が、本県にとって、有効であると判断できること。	3	12
合計				400

評価		評価基準
4	非常に優れる	・記載内容に具体性があり、分かりやすい。 ・県にとって有益な提案である。
3	優れる	・記載内容に具体性があり、分かりやすい。
2	標準／要求水準満足	・評価基準に記した記載内容である。 ・記載内容に具体性がある。
1	劣る	・評価基準に記した記載内容である。 ・記載内容に具体性がない
0	評価に値しない・提案無し	・評価基準に記した内容が記載されていない。 ・要求している要件に適合していない。

※全委員の評価点の合計点が満点の6割に満たない場合は選定しない。

※「14 提案価格」の評価において、見積額が予算上限額を超える場合、失格とする。

※1項目でも「0 評価に値しない・提案無し」の評価点がついた提案は、選定しない。ただし、「15 その他」は含まないこととする。